## 第三セクター等の情報公開

作成基準日	令和7年3月	31日現在	作成担当部署 産業部 観光課					業務構	<b></b>	
第三セクター	名称	一般社団法人	米沢観光コン	米沢観光コンペンション協会					【目的】 米沢市における観光、物産事業及び国際観 光の振興を図るとともに観光施設の整備運営	
	代表者	会長 小嶋彌左衛門						等を行う。	- 俄儿旭故切整備建品	
	所在地	〒 992-0052 米沢市丸の内 1 丁目 4 番 1 2 号 電話番号: 0238-21-6226								
	設立年月日 昭和60年 1月 31日 ホームページアドレス:http://yonezawa.info/						【業務内容】 一般社団法人 米沢観光コンベンション協 会定款4条に定める事業。			
資本金	8.500 千円(市出資等額: 2.400 千円、出資等割合: 29.4% )									
役職員の状況 ※臨時・パート を除く	役員数(うち地方公共団体 出向者・退職者)	役員平均年齡	役員の平均年収 (千円)	職員数(うち地方公共 団体出向者・退職者)		職員平均年齢	職員の平均年収 (千円)			
	1 (1)	64歳	2, 400	7 (0)		40. 5歳	3, 024			
財務状況	項目	金額(千円) 前々年度 前年度		(左座	項目 前 4 年度			金額(千円)		
	資産合計	則々年度 40,598	<u>削年度</u> 40,929	6年度 32,088		当期における売上高	前々年度	前年度 105,322	6年度	
	賃 借 対 負債合計	9, 732	11, 972	6, 704	損益計	又は総収入 (うち市からの指定 管理料・補助金・委	(49, 287)	(19, 509)	(24, 803)	
	照表 (うち有利子負債)	(-)	(-)	(-)	算書	託金) 経常損益	_	_		
	から 資本合計(又は正味財産会社)	30, 866	28, 957	25, 383	から	当期損益	5, 954	-1, 910	-3, 573	
	産合計) (資本合計) 一(資本金)	22, 366	20, 457	16, 883		減価償却前 当期損益	5, 954	-1, 910	-3, 573	
	(1)財政的支援	***		<u> </u>		コが技工		<u> </u>		
第三セクター等への関与の状況	項目	前々年度	金額(千円) 前々年度 前年度		備考(目的、内容			F、算出根拠等)		
	①補助金(助成金)	17, 905	18, 386	19, 080	米 助	米沢観光コンベンション協会運営費補助金(18, 685, 000)、コンベンション開催支援事業費補 助金(395, 500)計19, 080, 500円				
	②利子補給金									
	③税の減免額									
	④その他( )									
	小計	17, 905	18, 386	19, 080						
	⑤損失補償契約に伴う 金利軽減額									
	⑥出資金、低利貸付等に 伴う機会費用									
	小計	-	-	-						
	合計	17, 905	18, 386	19, 080						
	参考(指定管理料・委託料	24, 384	24, 357	24, 803	松が岬おまつり広場指定管理業務委託料 (5,059,923) 、物産振興業務委託料 (880,000) 、道 の駅米沢総合観光案内所運営業務委託料 (18,863,900) 計24,803,823円					
	(2)その他の財政的支援									
	項目	前々年度	金額(千円)	6年度			備考(目的、内容	F、算出根拠等)		
	①損失補償契約に係る 債務残高	B) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	00 T/X	V+12						
	②貸付金残高									
	③出資金									
	合計	-	-	-						
地方公共団体に										
地方公共団体による点検評価の結果										
	経営状況についての		⇒ A:経営努力を行い	つつ継続 見直し等による抜本的な経営改善が必要						
	予備的診断における評価	A					¢.ν π			
	今後の方向性:(存続、民	調譲渡 空全民党化など	⇒ C:深刻な経営難にあり、経営の観点から 経営努力を行いつつ、				'必安			
			<u> </u>							
	マー・   マー									
その他の特記事	C 07 18	ns O								
項	ついては、5. 財務状況の記力		↓甘淮に註1扶ラスニレ							

- 公益法人については、5.財務状況の記入に当たって公益法人会計基準に読み替えること。 当該様式に関して関係法令等の改正があった場合には適宜対応すること。